

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡母（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB委員会に非常勤嘱託職員として採用され、A内の小学校において、調理員として就労していた。

被災者によれば、給食調理業務において過重な重量物を取り扱う作業を繰り返したことが原因で、腰を痛めたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日以降、休業し、同月〇日、C病院に受診し「腰部脊柱管狭窄症、腰椎棘突起骨折」と診断され、同年〇月〇日、死亡した。

請求人は、被災者に発症した上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の腰痛は、給食調理業務において重量物を持ち上げたり、運ぶ作業を繰り返すことにより発症したものである旨主張しているところ、本件における発症状況、同僚職員の申述、各医師の所見等を踏まえると、被災者に発症した腰痛は非災害性であることが明らかである。そこで、非災害性の腰痛の認定基準に照らして、業務との関連性の有無について検討すると、次のとおりである。

ア D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、被災者は、同年〇月〇日の初診時に腰痛、右殿部から下肢の痛みを訴えていたとのことであり、また、E病院F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、平成〇年〇月〇日の初診時に右腰部痛、右SLR90°で腰痛を認めたとしていることから、被災者の腰痛は、上記認定基準のうち、腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内）従事した労働者に発症した腰痛の認定要件に基づいて判断することになる。

イ 当審査会において、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、被災者の従事した業務は、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」には該当しないものと判断する。

ウ また、「腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務」に該当するかについてみるも、Gは、上記聴取書において、腰に対して不自然な姿勢で行う作業はない旨述べており、時間的にも数時間

行うような業務も認められないことから、当該要件には該当しないと判断する。

エ さらに、Gは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、長時間前屈みで行う業務はあるが、基本的には自分のペースでできるので、自分で腰を伸ばしたりしている旨、また、腰に振動を受けるような業務はない旨述べていることに鑑みると、被災者の従事した業務は、「長期間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務」及び「腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を持続して行う業務」にも該当しないと判断する。

オ 以上のとおり、被災者に発症した傷病は、認定基準のいずれの要件にも該当しないことから、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(2) また、移送費の支給要件についても、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても認められないと判断する。

(3) 請求人の主張及び一件記録について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。